

【議案第 3 号】

寄居町デマンド交通実証調査業務委託に係る プロポーザル実施要領

1. 委託業務の目的

寄居町地域公共交通活性化協議会では、寄居町内の公共交通不便地域等の解消や高齢者の移動手手段の確保、地域経済の活性化を図るため、地域公共交通総合連携計画の検討調査を行いますが、当該検討調査の一環としてデマンド型乗合タクシーの実証調査を実施します。

そこで、当該業務を委託する事業者をプロポーザル方式により決定するための手続き等について、必要な事項を定めるものとします。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

寄居町デマンド交通実証調査業務

(2) 業務の内容

別紙「寄居町デマンド交通実証調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(4) 業務規模

10,200,000 円（税込み）以内

3. 委託事業者選定方法 公募によるプロポーザル方式

4. 担当部署

寄居町地域公共交通活性化協議会事務局（寄居町役場企画課内）

〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1

Tel 048-581-2121 内線 361 Fax 048-581-5100

E-mail kikaku@town.yorii.saitama.jp

5. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の提出期限において、寄居町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 町税、法人税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続き又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 寄居町内に本店若しくは権限を委任された支店又は営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者であること。
- (6) 実証調査の運行開始までに道路運送法第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可もしくは第 21 条に定める乗合旅客運送の許可を取得見込みの者であること。

6. 全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
実施要領・仕様書の配布期間	平成 24 年 7 月 24 日（火）から平成 24 年 7 月 26 日（木）まで、企画課にて直接配布します。
プロポーザル参加表明書提出期間	平成 24 年 7 月 27 日（金）から平成 24 年 8 月 3 日（金）まで
質問の受付	平成 24 年 7 月 27 日（金）から平成 24 年 8 月 6 日（月）まで
質問の回答	平成 24 年 8 月 9 日（木）を予定
企画提案書等受付期間	平成 24 年 8 月 13 日（月）から平成 24 年 8 月 17 日（金）まで
審査（ヒヤリング）	平成 24 年 8 月 24 日（金）予定

7. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

平成 24 年 7 月 27 日（金）から平成 24 年 8 月 6 日（月）まで

(2) 提出方法

質問書（様式 5）に記入の上、FAX または電子メールにて提出すること。

(3) 回答日

平成 24 年 8 月 9 日（木）予定

(4) 回答方法

FAX または電子メールにより回答。質問内容が応募者独自の提案に関わると判断されるものについては、当該応募者のみに回答し、それ以外については全応募者に回答します。

8. 応募手続き

(1) 提出書類

①様式 1 プロポーザル参加表明書

②様式 2 業務実施体制調書

③様式 3 企画提案書

④様式 4 見積書

⑤定款

⑥登記事項証明書（全部事項）

⑦前事業年度の国税（法人税及び消費税・地方消費税）及び町税の納税証明書もしくは滞納のない証明書

⑧本業務に使用する車両 4 台の写真及び車検証の写し

⑨営業所及び車庫の外観写真

※写真は台紙に貼付するか、デジタル画像をプリントアウトしたものを提出すること。

(2) 提出部数

原本1部・副本8部

(3) 受付期間

平成24年8月13日（月）から平成24年8月17日（金）までとし、提出方法は持参に限ります。

9. 事業者の選定手順

事業者の選定手順は以下のとおりとします。

(1) 審査方法

寄居町地域公共交通活性化協議会委員で構成された選定審査委員会で審査を実施する。

(2) 審査（ヒヤリングによる審査）

企画提案についてのヒヤリングを実施し、下記10.で示す審査基準に基づいて評価のうえ、交渉権の順位を決定します。

①実施日 平成24年8月24日（金）予定

②会場等 日時及び場所等の詳細については別途連絡します。

③出席者 3名以内

④質疑等 提出書類の内容等に関する質疑応答を行います。

⑤結果通知 審査結果を書面にて通知します。

(3) その他

①選定審査委員会は非公開とします。

②審査参加事業者が1事業者の場合は、公募によるプロポーザル方式の委託事業者選定を中止することがあります。

10. プロポーザルの審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 運行主体に関する評価

①安定したサービスを提供する能力

②安全・安心なサービスを提供する能力

③運行業務に対する取り組み姿勢

(2) 運行業務に関する評価

①効率的なサービスを提供する能力

②運行に当たっての業務遂行能力

③事故発生時の対応など危機管理能力

(3) 運行経費に関する評価

11. 契約手続き

(1) 選定審査委員会は、提出書類及びヒヤリングの内容を10.プロポーザルの審査基準の項目毎に合計し、総合得点により交渉権の順位を決定します。

(2) 交渉権第1位に選定された事業者と随意契約に向けた交渉を行います。合意に至らなかった

た場合や、事業者が辞退した場合、また下記 12. 参加事業者の失格に該当することが判明した場合は、交渉権第 2 位の事業者と同様の手続きを行うものとします。以下、同様とします。

12. 参加事業者の失格

- (1) 5. 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定審査委員会の委員長が失格であると認めた場合

13. その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 企画提案書の提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。